

第 10 回常任委員会 第 4 号議案

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
長野県準備委員会 専門委員会規程の改正（案）について

1 長野県準備委員会専門委員会規程

（1）改正の趣旨

第 82 回国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ及び第 27 回全国障害者スポーツ大会オープン競技の実施競技、競技会場地市町村及び競技施設の選定に係る手続きを明確にし、各専門委員会における業務の円滑化を図るため、所要の改正を行う。

（2）改正の内容

別紙のとおり

（3）施行日

令和 5 年 5 月 31 日

**第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会
長野県準備委員会専門委員会規程（改正案）新旧対照表**

改 正 前			改 正 後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
委員会名	付託事項	委任事項	委員会名	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 (略) 2 競技会場地市町村及び競技施設の選定に関すること。 3～6 (略)		総務企画 専門委員会	1 (略) 2 競技会場地市町村及び競技施設の選定に関すること（ <u>デモンストレーションスポーツ及びオープン競技を除く</u> ）。 3～6 (略)	
競技運営 専門委員会	1～3 (略) 4 その他競技運営に係る重要な事項に関すること。	1～3 (略) 4 デモンストレーションスポーツに関すること。 5 競技用具整備の推進に関すること。 6 競技記録に関すること。 7 リハーサル大会に関すること。 8 その他競技運営に関すること。	競技運営 専門委員会	1～3 (略) <u>4 デモンストレーションスポーツ及びオープン競技の実施競技、競技会場地市町村及び競技施設の選定に関すること。</u> <u>5 その他競技運営に係る重要な事項に関すること。</u>	1～3 (略) <u>4 競技用具整備の推進に関すること。</u> <u>5 競技記録に関すること。</u> <u>6 リハーサル大会に関すること。</u> <u>7 その他競技運営に関すること。</u>

**第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会
長野県準備委員会専門委員会規程 改正（案）**

(趣旨)

第1条 この規程は、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会会則第13条第3項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の名称等)

第2条 委員会の名称並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 1名
- 2 委員長及び副委員長は、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(部会)

第5条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

- 2 部会の委員は、会長が委嘱する。
- 3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成29年12月20日から施行する。

この規程は、平成30年11月9日から施行する。

この規程は、令和2年12月18日から施行する。

この規程は、令和4年5月31日から施行する。

この規程は、令和5年2月8日から施行する。

この規程は、令和5年5月31日から施行する。

別表（第2条関係）

委員会名	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	<p>1 総合的な計画の立案に関すること。</p> <p>2 競技会場地市町村及び競技施設の選定に関すること <u>(デモンストレーションスポーツ及びオープン競技を除く)</u>。</p> <p>3 総合開・閉会式会場の選定に関すること。</p> <p>4 県及び競技会場地市町村の業務分担・経費負担方針に関すること。</p> <p>5 競技施設の整備計画に関すること。</p> <p>6 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。</p>	<p>1 総合的な計画の推進に関すること。</p> <p>2 文化プログラムに関すること。</p> <p>3 他の専門委員会に属さない事項に関すること。</p>
競技運営 専門委員会	<p>1 競技運営等基本的事項に関すること。</p> <p>2 競技運営に係る計画の立案に関すること。</p> <p>3 競技用具の整備計画に関すること。</p> <p>4 <u>デモンストレーションスポーツ及びオープン競技の実施競技、競技会場地市町村及び競技施設の選定に関すること</u>。</p> <p>5 その他競技運営に係る重要な事項に関すること。</p>	<p>1 競技運営に係る計画の推進に関すること。</p> <p>2 大会実施競技に関すること。</p> <p>3 競技役員等の養成及び編成に関すること。</p> <p>4 競技用具整備の推進に関すること。</p> <p>5 競技記録に関すること。</p> <p>6 リハーサル大会に関すること。</p> <p>7 その他競技運営に関すること。</p>
広報・県民運動専門委員会	<p>1 広報の基本的事項に関すること。</p> <p>2 県民運動の基本的事項に関すること。</p> <p>3 その他広報及び県民運動に係る重要な事項に関すること。</p>	<p>1 広報及び啓発の実施に関すること。</p> <p>2 県民運動の推進に関すること。</p> <p>3 愛称・スローガン、マスコット等に関すること。</p> <p>4 報道機関との調整に関すること。</p> <p>5 記録映像及び記録写真に関すること。</p> <p>6 その他広報及び県民運動に関すること。</p>

宿泊・衛生 専門委員会	<p>1 宿泊の基本的事項に関するこ と。</p> <p>2 医事・衛生の基本的事項に関するこ と。</p> <p>3 その他宿泊及び医事・衛生に係 る重要な事項に関するこ と。</p>	<p>1 宿泊業務に関するこ と。</p> <p>2 標準献立及び食品調達に関するこ と。</p> <p>3 医療救護及び防疫に関するこ と。</p> <p>4 食品衛生及び環境衛生に関するこ と。</p> <p>5 その他宿泊及び医事・衛生に関するこ と。</p>
輸送・交通 専門委員会	<p>1 輸送及び交通の基本的事項に関するこ と。</p> <p>2 その他輸送及び交通に係る重要 な事項に関するこ と。</p>	<p>1 全国輸送に関するこ と。</p> <p>2 開・閉会式等の輸送に関するこ と。</p> <p>3 競技会場地の輸送に関するこ と。</p> <p>4 その他輸送及び交通に関するこ と。</p>
式典・会場 専門委員会	<p>1 式典及び開・閉会式等の会場の 基本的事項に関するこ と。</p> <p>2 その他式典に係る重要な事項に 関するこ と。</p>	<p>1 開・閉会式等の企画及び運営に関するこ と。</p> <p>2 式典音楽に関するこ と。</p> <p>3 式典演技に関するこ と。</p> <p>4 大会旗・炬火リレーに関するこ と。</p> <p>5 開・閉会式等の会場の管理に関するこ と。</p> <p>6 その他式典に関するこ と。</p>